

川口市監査告示第 20 号

地方自治法第 242 条第 5 項の規定により、住民監査請求に係る監査を実施したので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和 8 年 7 月 31 日

川口市監査委員	西 原 信一郎
同	金 井 洋
同	関 由紀夫
同	飯 塚 孝 行

住民監査請求監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

令和8年6月2日

3 請求の内容

1 請求人

請求人は、川口市に住民票を有する市民である。

2 監査請求の概要

川口市議会議員であるA議員は、令和7年3月から令和8年5月現在において、本会議及び委員会に欠席しているにもかかわらず、同氏に対し議員報酬及び期末手当が支給されている。議員である以上、議会に出席するのが大きな責任であり、長期欠席議員に対し議員報酬及び期末手当が満額支払われることは、市民の理解は得られない。

本件監査請求は、上記損害に対し、必要な措置を求めるとともに、今後同様な事例が発生した際に係る条例整備を求めるものである。

3 本件監査請求に理由があること

自治体の議員が長期にわたって本会議及び委員会を欠席する事例は、これまで全国の地方会議で発生している。議員個人の不祥事がきっかけで行方不明になる場合もあれば、体調不良等の場合もあるが、どちらにしても、議員の任期満了までは、報酬が支給され続けるのである。議員報酬に関しては、市民から厳しい目で見られるのは言うまでもない。

そもそも、我々有権者は、その議員に何らかの期待をし、票を投じている。長期欠席は、有権者の負託に応えられないばかりか、有権者に対する裏切り行為でもある。

現在、本市においては、長期欠席議員への報酬に係る条例や会議へのオンライン出席の規定はない。現状では、議員報酬及び期末手当相当分の返還が唯一妥当な方法である。

なお、住民監査請求は、正当な理由がある場合を除いて、財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、行うことができない（地方自治法第242条第2項）と定められているため、「令和7年6月～令和8年5月」の期間を監査の対象とされたい。

4 求める措置

川口市監査委員は、市に対し下記措置を講ずるよう勧告することを求める
記

川口市議会議員であるA議員に対し支払われた議員報酬及び期末手当の相当分の返還の措置。

また、長期欠席した際に、議員報酬を制限する条例整備の検討。

以上のとおり、請求人は地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求する次第である。

以上

事実証明書

- ・ 会議欠席届
- ・ 支出された議員報酬及び期末手当に係る文書

（以上、住民監査請求書の原文を掲載）

4 請求の要件審査

本件請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項及び第2項に定める要件に適合しているか審査を行い、所定の要件を具備しているものと認め、令和8年6月5日付けでこれを受理することを決定した。

5 監査委員の除斥

監査委員は、本件請求においては、法第199条の2の規定による除斥の対象とならない。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

監査対象事項を川口市議会における会議等を長期にわたり欠席しているA議員（以下「本件議員」という。）に対し支払われた議員報酬及び期末手当に係る財務会計手続等に関する事務とした。

2 監査対象部局

監査対象部局を川口市議会事務局とした。

3 監査の実施

住民監査請求書及び事実証明書等を基に、監査対象部局から、本件請求に係る関係文書等必要な資料の提出を求め、慎重に監査を行った。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づく陳述は、請求人から希望しない旨の申し出があったことから行わなかった。また、新たな証拠の提出はなかった。

5 関係職員からの陳述聴取等

監査対象部局から令和8年6月24日に関係書類の提出を受け、内容を精査した結果、関係職員からの陳述聴取を実施する必要はないものと判断した。

なお、提出された資料において、監査対象部局の本件請求に対する見解は、次のとおりであった。

(1) 議員報酬及び期末手当の支出について

議員報酬及び期末手当の支出については、法第203条各項及び川口市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和42年条例第4号。以下「議員報酬条例」という。）第2条、第3条各項及び第4条各項に基づき

行われたものである。

なお、長期欠席議員に対して支払われた報酬等相当分についても、現行の規定に基づき行われたものであり、違法又は不当な支出ではないと考える。

(2) 議員報酬を制限する条例整備の検討について

令和8年5月26日の各会派代表者会議において、条例整備について検討してはどうかとの発言があったことから、現在、各会派に意見を伺っているところである。

6 監査の期間

令和8年6月2日から令和8年7月30日まで

第3 監査の結果

本件請求について、監査委員の合議により次のとおり決定した。

本件請求のうち、本件議員に対する議員報酬及び期末手当の支出に係る部分については、理由がないことから棄却し、議員が長期欠席した際に議員報酬を制限する条例整備の検討を求める部分については、法第242条に規定する要件を具備しないことから却下する。

以下、事実関係の確認及び判断（理由がないものと認める理由及び要件を具備しないものと認める理由）について述べる。

1 事実関係の確認

監査対象部局から提出された関係文書等により確認した事項は、次のとおりである。

(1) 議員に対する報酬等の制度について

ア 法令及び条例の定め

(ア) 法第203条第1項は「普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない」と規定するとともに、同条第3項は「条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる」と規定し、さらに、同条第4項は「額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない」と規定する。

(イ) 川口市では、議員報酬条例を制定し、議員報酬及び期末手当に関し必要な事項を以下のように定めている。

(議員報酬)

第2条 議会の議員の議員報酬の月額は、別表第1のとおりとする。

(議員報酬の支給方法)

第3条 議長及び副議長には、選挙されたその日から、議員には、職についたその日から、それぞれ議員報酬を支給する。

2 議会の議員がその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月まで議員報酬を支給する。

3 前2項の規定により議員報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外、又は月の末日まで支給するとき以外

のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割によって計算する。

- 4 議員報酬の支給日は、川口市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第17号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。

（議員報酬の不支給）

第3条の2 前2条の規定にかかわらず、議会の議員が地方自治法第135条第1項第3号に規定する一定期間の出席停止の懲罰を科されたときは、当該期間（以下「不支給期間」という。）に係る議員報酬は、支給しない。この場合において、当該不支給期間に係る議員報酬が既に支給されたときは、当該議員は、これを返納しなければならない。

- 2 前項の規定により支給しないこととする議員報酬の額は、各月における不支給期間の日数に応じて、当該不支給期間の属する月の現日数を基礎として日割によって計算した額とする。

（期末手当）

第4条 議会の議員で6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、辞職し、失職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項各号（第1号を除く。）又は同法第252条の規定に該当する場合を除く。以下同じ。）し、除名され、死亡し又は議会の解散によりその職を離れたこれらの者（これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。以下同じ。）についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は任期終了の日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に100分の187.5を乗じて得た額に、一般職の職員の例による在職期間の割合を乗じて得た額とする。

- 3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、一般職の職

員の例による。

(期末手当の不支給)

第4条の2 前条の規定にかかわらず、基準日前6箇月以内の期間において不支給期間がある議会の議員については、当該基準日に係る期末手当のうち当該不支給期間の日数に応じて、当該基準日前6箇月の期間の現日数を基礎として日割によって計算した額は、支給しない。

2 第3条の2第1項後段の規定は、前項の場合について準用する。

別表第1 (第2条関係)

職名	議員報酬の月額
議長	748,000円
副議長	684,000円
議員	641,000円

(2) 本件議員の会議等への出席状況について

令和7年3月から令和8年5月までの間の川口市議会において開催された会議等は以下のとおりであるが、本件議員は、川口市議会会議規則（昭和49年議会規則第1号）第2条第1項の規定に基づき、川口市議会議長あてに体調不良を理由とする欠席届を提出し、会議等のすべてを欠席している。

なお、前記期間において、本件議員に対し、法第135条第1項第3号に規定する一定期間の出席停止の懲罰が科された事実はない。

年月日	会議等の名称
令和7年 2月25日	令和7年3月川口市議会定例会（開会日、福祉保健常任委員会、本会議、一般質問、福祉保健常任委員会、閉会日）
2月26日	
3月 4日	
3月 7日	
3月10日	
3月11日	
3月12日	
3月13日	
3月17日	

	3月25日	
令和7年	5月22日	地域活性化・生活環境向上特別委員会
令和7年	6月2日	令和7年6月川口市議会定例会（開会日、一般質問、福祉保健常任委員会、閉会日）
	6月11日	
	6月12日	
	6月13日	
	6月16日	
	6月17日	
	6月20日	
	6月25日	
令和7年	8月20日	地域活性化・生活環境向上特別委員会
令和7年	9月3日	令和7年9月川口市議会定例会（開会日、一般質問、福祉保健常任委員会、閉会日）
	9月12日	
	9月16日	
	9月17日	
	9月18日	
	9月25日	
	9月30日	
令和7年	11月13日	全員協議会
令和7年	11月17日	地域活性化・生活環境向上特別委員会
令和7年	11月28日	令和7年12月川口市議会定例会（開会日、一般質問、福祉保健常任委員会、閉会日）
	12月9日	
	12月10日	
	12月11日	
	12月12日	
	12月15日	
	12月17日	
	12月23日	
令和8年	2月12日	地域活性化・生活環境向上特別委員会
令和8年	2月24日	令和8年3月川口市議会定例会（開会日、福祉保健常任委員会、本会議、一般質問、福祉
	2月25日	

3月 3日	保健常任委員会、閉会日)
3月 6日	
3月 9日	
3月10日	
3月11日	
3月12日	
3月16日	
3月23日	
令和8年 5月25日	地域活性化・生活環境向上特別委員会

(3) 本件議員への報酬等の支出状況について

令和7年6月から令和8年5月までの間に本件議員に対し川口市が支出した報酬等の状況は、以下のとおりである。

報酬等の種類	支出日	支出金額
6月分議員報酬	令和7年 6月20日	641,000円
期末手当	令和7年 6月25日	1,673,010円
7月分議員報酬	令和7年 7月18日	641,000円
8月分議員報酬	令和7年 8月21日	641,000円
9月分議員報酬	令和7年 9月19日	641,000円
10月分議員報酬	令和7年10月21日	641,000円
11月分議員報酬	令和7年11月21日	641,000円
期末手当	令和7年12月10日	1,765,955円
12月分議員報酬	令和7年12月19日	641,000円
1月分議員報酬	令和8年 1月21日	641,000円
期末手当（条例改正による差額支給分）	令和8年 1月21日	46,472円
2月分議員報酬	令和8年 2月20日	641,000円
3月分議員報酬	令和8年 3月19日	641,000円
4月分議員報酬	令和8年 4月21日	641,000円

5月分議員報酬	令和8年 5月21日	641,000円
計		11,177,437円

なお、これらの支出については、川口市予算事務規則（昭和62年規則第23号）第17条第2項及び第3項の規定に基づき支出負担行為兼支出命令書が起票され、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（昭和51年庁達第4号）第2条及び第4条の規定並びに川口市事務決裁規程（昭和51年庁達第2号）別表第2市長決裁事項及び共通専決事項の表の3財務事項（1）予算の執行を伴うものの表の定めに従い、議会総務課長が決裁をしている。

(4) 監査対象事項に係る費用

監査対象事項に係る費用で、本件請求から1年以内の対象となるものは、本件議員に対して支出した議員報酬及び期末手当の合計額1,117万7,437円である。

2 判断

(1) 本件議員に対する議員報酬及び期末手当の支出に係る部分の違法性等について

川口市長は、法及び議員報酬条例の規定に基づき、議会の議員がその職に就いた日から議員報酬条例に定められた額の議員報酬を毎月支給し、6月1日及び12月1日に在職する者に期末手当を支給しなければならない。

そして、議員報酬を減額することができる場合は、議員報酬条例第3条の2第1項に規定する「法第135条第1項第3号に規定する一定期間の出席停止の懲罰を科されたときは、当該期間」と、また、期末手当を減額できる場合は、議員報酬条例第4条の2第1項に規定する「基準日前6箇月以内の期間において不支給期間がある議会の議員については、当該基準日に係る期末手当のうち当該不支給期間の日数に応じて、当該基準日前6箇月の期間の現日数を基礎として日割によって計算した額」に限定されている。

そうすると、本件議員は、請求人が主張するように令和7年3月から令和8年5月までの期間において、川口市議会の会議等を長期にわたり欠席している事実は認められるものの、議員報酬にあつては議員報酬条例第3条の2第1項に定める事由、期末手当にあつては議員報酬条例第4条の2第1項に

定める事由以外に議員報酬及び期末手当を減額する法令や川口市長に裁量を認める規定が存在しない以上、本件議員に対して議員報酬及び期末手当の合計額1,117万7,437円を支出した川口市長の行為については、法及び議員報酬条例の規定に違反するところはなく、手続上の瑕疵も存在しないことから、何ら違法又は不当な点は認められない。

よって、本件議員に対する議員報酬及び期末手当の支出に係る部分については、違法又は不当な点は認められず、川口市に損害が発生しているとは認められないことから、理由がないものと判断した。

(2) 議員が長期欠席した際に議員報酬を制限する条例整備の検討を求める部分について

請求人は、議員が長期欠席した際に議員報酬を制限する条例整備の検討を求めているが、法第242条に定める住民監査請求は、住民からの請求に基づき、普通地方公共団体の執行機関又は職員による財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実について、住民に対しその予防又は是正を監査委員に請求する権能を与え、もって住民全体の利益を確保し、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とする制度である。

このことから、地方公共団体の執行機関又は職員のあらゆる行為を対象とするものではなく、その対象となるものは、同条第1項に規定する違法若しくは不当な「公金の支出、財産の取得、管理、処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他義務の負担」又は違法若しくは不当に「公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」に限定されており、これら以外のものを対象とする議員が長期欠席した際に議員報酬を制限する条例整備の検討を求める部分の請求は、不適法な請求であると判断した。

(3) まとめ

以上のことから、本件請求のうち、本件議員に対する議員報酬及び期末手当の支出に係る部分については、違法又は不当であるとは認められず、これによって損害が発生しているとは認められないことから理由がなく、議員が長期欠席した際に議員報酬を制限する条例整備の検討を求める部分については、法第242条に定める住民監査請求として不適法なものであると判断した。